

三郷市景観協議会における検討事項の要点

景観計画において定めるべき事項は、別添・骨子素案の「景観計画の構成」に示す四つの事項です。パブリック・コメント手続の実施までに、第2回から第4回まで計3回の景観協議会を開催しますが、以下に示す内容で検討を行います。

(1) 景観協議会での検討内容について

景観計画及び景観条例の案を決定することになっていますが、それぞれの回においての検討内容は以下の表のとおりとなります。

回別	項目	内容(結果)
第2回 景観協議会 (7月29日)	景観計画第1章～第4章 (目的、目標、方針、推進体制等)	検討(内容決定)(重点地区除く)
	景観計画第5章1及び2 (区域分け、重点地区、届出対象行為や規模等)	意見交換
第3回 景観協議会 (10月頃)	景観計画第5章1及び2 (区域分け、重点地区、届出対象行為や規模等)	検討(内容決定)
	景観計画第5章3 (景観形成基準、色彩基準)	意見交換
	景観計画第6章 (景観重要物の指定方針)	意見交換
	景観条例骨子 (目的、区域、届出行為等)	意見交換
第4回 景観協議会 (1月頃)	景観計画第5章3 (景観形成基準、色彩基準)	検討(内容決定)
	景観計画第6章～第9章 (施設等指定方針、広告物、景観形成推進方策等)	検討(内容決定)
	景観条例骨子	検討(内容決定)

(2) 第2回景観協議会で行う内容について

a) 景観計画第1章～第4章【検討(内容決定)(重点地区の箇所付けを除く)】

検討内容は以下のとおり

項目	検討内容	主な論点
第1章～第3章	景観形成の推進方針	三郷市景観形成基本計画で策定した内容を基に、目的、目標、方針を定めるが、市民、事業者及び市のそれぞれの目線から、良好な景観形成を推進することが出来る内容となっているか。
第4章	推進体制	重点地区では、地元住民と市が協働で取り組むために景観協議会を設立するが、協働という観点からみて、この手法は妥当か。

以上について検討していただき、結論を出すことを目標とします。

b) 景観計画第5章1及び2【意見交換】

意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	主な論点
第5章1	区域分け	景観形成方針に基づく区域分けは妥当か。
	重点地区の選定	重点地区候補は6地区だったが、2地区としたのは妥当か。
第5章2	行為の種類	建築物新築や外観変更など、届出対象となる行為の範囲は、景観形成を推進するうえで妥当か。
	届出規模	埼玉県景観計画や市の宅地開発指導要綱を基に数値を設定したが、この規模で景観形成を推進できるのか。

以上について意見交換していただき、次回の第3回景観協議会で結論を出すことを目標とします。